

スクエアダンスを楽しんでいる皆さんへ 今まで忘れていたことはありませんか？

多くのスクエアダンスクラブでは、会費を徴収し、その会費でクラブ運営がなされていると思います。また、役割分担なども設け、会員相互が協力し合い、仲間として一体感をもって楽しんでおられると思います。

この案内は、一般社団法人日本スクエアダンス協会に加盟し、適切かつ明瞭な経理処理がなされているクラブと、その会員の皆さんに向けた情報です。

クラブでスクエアダンスを楽しむための準備に欠かせないこと・・・

スクエアダンスを楽しむためのコストや必要項目をあげてみましょう。

- ① ダンサーの皆さん
- ② クラブリーダーやスタッフ
- ③ コーラー等の指導者
- ④ 会場と、その使用料金
- ⑤ スナックの代金
- ⑥ コスチュームやシューズ
- ⑦ 会場までの交通費
- ⑧ 機材
- ⑨ 音楽・・・・・・・・・・・・・・・・無料ですか？
- ・
- ・

え？
著作権料？
それって何？

忘れていませんか？ 音楽は誰かが作り上げた著作物です。

DVDやCDのレンタルショップ、カラオケボックスを利用した経験はありますか。そして、その料金の中には、きちんと、『著作権料』が含まれていて、管理団体に『著作権料』が支払われていることは、ご存知でしょうか。

少し観点が違いますが、川内康範氏が作詞した楽曲「おふくろさん」の歌詞を、紅白歌合戦で歌手の森進一が勝手に改変したとして、平成19年に大騒動になったのを覚えていらっしゃいますか。これも著作権の問題だったのです。

バンド活動やコンサートでもそうなのですが、音楽を利用して楽しむ世界では、『著作権』という作詞・作曲者の持つ権利と、『著作隣接権』という演奏者、歌唱者、販売会社の持つ権利を無視することはできないのです。そして、私たちの楽しみである、スクエアダンスも、音楽を使用する以上、その例外ではありません。

最近出てきた話のように感じる方もおられるかもしれませんが、著作物を利用する場合、その著作権者に対価を支払うのは、本来当たり前の行為なのです。例外規定もありますが、権利者の持つ権利自体を除外してはいけません。

それって、コーラーだけの問題じゃないの？

いいえ、違います。確かにコーラーは、直接的に音楽を利用し、音楽の抑揚に合わせてコールをしています。それは、ダンサーの皆さんが、音楽に合わせて心地よくスクエアダンスを楽しんで踊っていただくためのしかけなのです。つまり、最終的な利用者は、例会であれ、パーティーであれ、ダンサーの皆さんも含まれるのです。

責任は誰にあるのか どうすればいいのか

クラブのすべての責任は会長にあります。会計などについても例外ではありません。

一方、スクエアダンスの例会での音楽利用が、『私的利用』の範囲に当たるかは、判断が難しい点です。また、私たちの活動が、『営利』を目的としていないことは、重要なポイントです。ただ、日本の著作権法では、著作物利用のすべての責任は主催者にあると考えられていることは、知っておいてください。

『非営利』で初心者教室を開催しても、その初心者が入会することで、クラブとしては会費収入が増えます。クラブの収入が共益金としての位置付けられるように、しっかり管理されていればよいのですが、クラブ代表者が、指導者であり、金員(会計)の責任者であり、加えて会費から謝金を受け取っているような場合は、注意が必要です。それは、コーラーが『営利』目的の行為を行っている。と、判断される可能性があるかもしれないからです。この辺のことは十分に認識しておくべきです。

パーティー等への参加のとき注意すべきこと

著作権法は改訂のたびに、緩くなったり、厳しくなったり、徐々に変化しています。平成24年の改正では、刑事罰になる可能性がある行為も出てきました。

では、次のようなことを想像してみてください。それは、「有償で販売されているものを、無償で手に入れる行為」です。誰でも、欲しいものを格安で手に入れられれば、うれしいですね。それが、無料となればどうでしょう…。それが、商店に並ぶ商品だったらどうなるでしょう。正規に有償で手に入れた方々はどのように感じるでしょう。

近年、PCの普及とIT技術の進歩によって、大量複製が簡単になり、インターネットの通信速度の高速化が進んでいます。こうした状況において、ネット上への違法な掲載や、その入手の手軽さを受けて、著作権の侵害行為は権利者の被害が大きいため懲役刑の量刑に比して罰金額が大きいことを知っておいてください。

最後に、著作権法第91条なども踏まえ、パーティーや講習会で、参加者がやってはいけないことを、次に例示いたします。

- ① 主催者に断りなく、録音や録画をすること。
- ② 隠れて録音をした曲を、自分のクラブなどで再生利用すること。
- ③ コールが入った音源をCD等にして、配布・販売すること。
- ④ ネットから不正にダウンロードした音楽を利用すること。
- ⑤ 主催者、著作権者、参加者等からの許可なく、ネットで画像を公開すること。

一般社団法人日本スクエアダンス協会は、法人としての責務として、組織のコンプライアンスの観点から、今後も研究を進め、皆さんに情報を提供してまいります。

これは、組織を守るだけでなく、皆さん自身を守ることに繋がります。ルールやマナーを守って、楽しくダンスを続けましょう。